

平成31年度国際交流団体支援事業実施要領

(1) 目的

本市の国際社会の推進に資するため、他の民間団体が鹿屋市内で実施する国際交流活動に対し助成金を交付するもの

(2) 助成対象者

○市内に在籍する団体で次に掲げる要件に該当するもの

- ・ 1年以上の活動実績を有し、かつ、継続して国際交流活動を行う意志を有すること
- ・ 目的、組織、代表者など団体運営に必要な事項について定めのあること
- ・ 当協会から過去に助成を受けていない団体であること。ただし、過去に助成を受けている団体であっても、直近の助成から2年を経過しており、かつ、鹿屋市国際交流協会に加入している団体についてはこの限りではない。

○その他会長が特に認めるもの

(3) 助成対象事業

○海外との文化、スポーツ、学術等の国際交流活動

○市民の国際理解の推進を目的とする活動

○地域レベルの国際協力の推進を目的とする活動

○その他本市の国際化の推進に寄与する事業

※ただし、以下については助成対象外とする

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 政治活動または宗教活動に関するもの
- ・ 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの

(4) 助成対象経費

- ・ 旅費
- ・ 宿泊費
- ・ 材料費
- ・ 使用料および賃借料
- ・ 謝金
- ・ 印刷製本費
- ・ 消耗品費
- ・ 通信運搬費
- ・ その他、助成事業の目的を達成するために必要とみとめられる諸経費

(5) 助成額等

事業費の2分の1

(6) 上限額

50,000円

(7) 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 団体概要書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ その他事業内容が分かる資料（任意様式）